

## 消防署等への自動販売機設置仕様書

京都市消防局総務部施設課が行う消防署における自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に応募される方は、この仕様書の内容を了承のうえ、お申込みください。

### 1 設置目的

施設利用者の利便性向上及び災害発生時における救援活動に資すること。

### 2 設置条件等

#### (1) 所在地、設置場所、台数、寸法上限、販売実績、最低使用料等

別紙1及び別紙2のとおり

#### (2) 設置事業者

設置場所それぞれに応募することができます。

#### (3) 空容器回収箱

設置事業者は、設置する自動販売機に併設して空容器の回収箱を設置しなければなりません。また、空容器の回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収した空容器は関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。回収箱の形式に指定はありませんが、事前に消防局総務部施設課と協議のうえ設置してください。

#### (4) 取扱商品及び販売価格

##### ア 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は認めません。

なお、菓子等の食品の販売は認めません。

##### イ 販売価格

設置事業者が設定した価格とします。

#### (5) 設置機種等

##### ア 災害救援ベンダー

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供していただきます。

なお、災害発生時に電気が供給されない状況であっても、使用（対応）できる自動販売機としてください。

##### イ ユニバーサルデザイン

誰にでも使用しやすいユニバーサルデザインの自動販売機としてください。

##### ウ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、センサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

#### エ 電気子メーター

設置事業者は、設置する自動販売機に、使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

なお、設置工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

#### (6) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り庁舎の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

#### (7) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

#### (8) 緊急連絡先の表示

設置事業者は、設置する自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示し、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

#### (9) 維持管理等

##### ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

##### イ 作業時間等

作業内容及び作業時間等については、事前に消防局総務部施設課と協議のうえ、庁舎内での公務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

#### (10) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め消防局総務部施設課に申し出たうえで、承諾を得てください。

### 3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

#### (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

ウ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

#### (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類（注）を提出する方

ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 「京都市まちの美化推進事業団」の会員であること。

- ウ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- オ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。
- カ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、応募に当たり、一部の方を除いて※、下記の書類のご提出をお願いすることになります。

<応募者が個人であるとき>

- ・ 印鑑登録証明書（申出日又は応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<応募者が法人であるとき>

- ・ 登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（申出日又は応募日から3か月以内に発行されたもの）
- ・ 誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

【印鑑登録証明書または登記事項証明書について】

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

【誓約書について】

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人・交易社団法人・公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など
- 4 京都市暴力団排除条例第6条に該当する場合（市民の権利を不当に侵害することとなる場合）

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

#### 4 募集条件等

##### (1) 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とし、次年度の更新はありません。

## (2) 使用料

### ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、1年間の使用料を百円単位で記入してください。

### イ 使用料の納入

本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可が取り消しとなります。また、この場合において、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担となります。

## (3) 必要経費

### ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

### イ 電気料

自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の負担とし、本市が発行する納入通知書により、四半期（3か月）ごとに本市が指定する期日内に納入してください。

なお、自動販売機の電力量料金単価について、消防局本部庁舎及び消防活動総合センターにあっては実際の電力契約内容を基に算出し、それ以外の設置場所にあっては関西電力の従量電灯B第2段階を基に算出を行います。

## (4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

## 5 応募申込手続

### (1) 応募申込方法

#### ア 郵送での申込み

##### (ア) 申込受付期間

令和8年3月9日（月）～令和8年3月13日（金）必着

##### (イ) 送付先

〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2

京都市消防局総務部施設課 宛て

##### (ウ) 送付方法

書留郵便で送付してください。

なお、郵便不着の場合は、応募がなかったものと判断します。

#### イ 持参される場合

##### (ア) 申込受付期間

令和8年3月9日（月）～令和8年3月13日（金）

【午前9時～正午、午後1時～午後5時】

※ 受付は平日のみ

(1) 提出先

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2

京都市消防局（本部庁舎4階）

総務部施設課 まで

(2) 必要書類（各1部ずつ）

ア 応募申込書 様式1

イ 販売予定品目（自動販売機用）

ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料 } 様式は任意です。

(3) その他

ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は行いません。

イ 提出された書類の返却は行いません。

ウ 様式は、消防局総務部施設課のホームページからダウンロードできます。

6 質問及び回答

本件に関する質問があれば、質問書様式2に内容を記入のうえ持参してください。

(1) 質問書受付期間（持参のみ）

令和8年3月9日（月）～令和8年3月12日（木）

【午前9時～正午、午後1時～午後5時】

※ 受付は平日のみ

(2) 質問書提出先

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2

京都市消防局（本部庁舎4階）

総務部施設課 まで

(3) 質問に対する回答

消防局総務部施設課ホームページに掲載して回答します。

(4) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため、質問書による質問以外（電話、電子メール、ファックス等）には一切応じられません。

イ 応募内容、審査等に関する問い合わせには一切応じられません。

ウ 様式は、消防局総務部施設課のホームページからダウンロードできます。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで「3 応募資格要件」を満たす者のうち、応募価格（提案使用料）が、「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を設置事業者に決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上あった場合は、当該応募者の立会いのも

と、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

令和8年3月19日(木)頃に決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表について

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。また、消防局総務部施設課ホームページにおいて、決定された設置事業者が法人か個人かの区分と決定金額を掲載します。

(4) 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。

ア 指定の日時までに応募書類等を提出しなかったもの。

イ 応募者の記名押印がないもの。

ウ 1つの設置場所に同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの。

エ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの。

オ 応募価格(提案使用料)又は応募者の氏名その他の主要な部分が識別し難いもの。

カ 応募者による訂正印のない応募価格(提案使用料)の訂正、削除、挿入等があるもの。

キ 設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの。

ク その他、当該仕様書及び要項の応募に関する条件に違反したもの。

8 使用許可申請の手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行っていただきます。

(1) 行政財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により行政財産使用許可申請書を御提出いただきます。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等の一式を御提出いただきます。

本市指定の様式により行政財産使用許可申請書を御提出いただきます。

(3) 標準保証書の提出

年額使用料が50万円を超える場合、保証人を立てていただき、設置事業者及び保証人の署名又は記名・捺印<sup>※1</sup>のある標準保証書に、次の資格要件を満たしていることが証明できる書類を添えて御提出ください<sup>※2</sup>。

<保証人の資格要件>

保証人は、次に掲げるいずれの資格も満たす者としてください。

1 日本国内に住所(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所)を有すること(可能な限り本市又は本市に隣接する市町村の区域内に住所を有すること)。

2 使用料の年額の5倍以上の年間所得又はこれに相当する固定資産評価額の不動産を有すること。

※1 捺印について、法人の場合は実印、個人の場合は運転免許証等の本人確認書類を求めます。

※2 保証人を立てることが困難な場合は、使用料(年額)の1/4の保証金を納付ください。

## 9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに行政財産使用許可の手續に応じなかった場合
- (2) 設置事業者の決定後、「2 応募資格要件」を満たさなくなった場合
- (3) その他本市が行政財産使用許可の相手方として不相当と認めた場合

## 10 その他

- (1) 4-(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び行政財産使用許可の手續に要する一切の費用は、設置事業者で御負担いただきます。
- (2) 設置事業者には、自動販売機の設置後、本市が指定する様式により毎月の販売実績を報告していただきます。
- (3) 申込受付期間の終了後、設置事業者がやむをえない事情により辞退の意向を示し、本市が認めた場合は、当該事業者の決定を取消したうえで、次点の者を繰り上げて新たな設置事業者とするか、再公募を行う場合があります。

施設名称	所在地	設置 番号	設置場所	設置 台 数	1台当たりの 寸法上限	販売実績	最低使用料 (税込)
西京消防署 松尾消防出張所	西京区松尾木ノ曾 町 59 番地 6	1	(屋外) 駐輪場内	1	同上	データなし	8,000 円
伏見消防署 神川消防出張所	伏見区久我森の宮 町 14 番地 27	2	(屋外) 玄関付近	1	同上	データなし	4,000 円
醍醐消防分署 山ノ下消防出張所	伏見区桃山町山ノ 下 44 番地 5	3	(屋外) 駐車場内	1	同上	データなし	6,000 円

**【問合せ先】**

京都市消防局 総務部 施設課 (担当: 沼田・澤田)

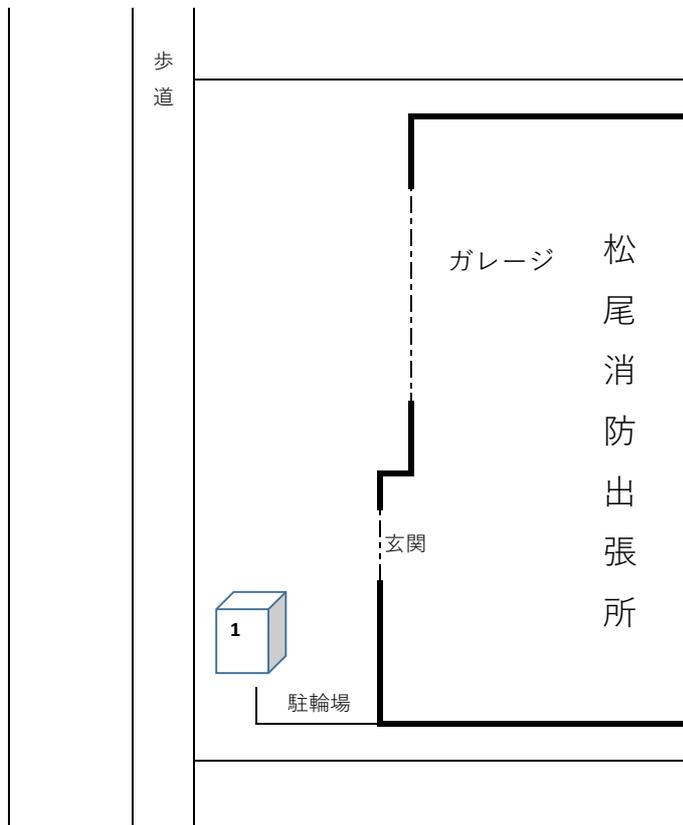
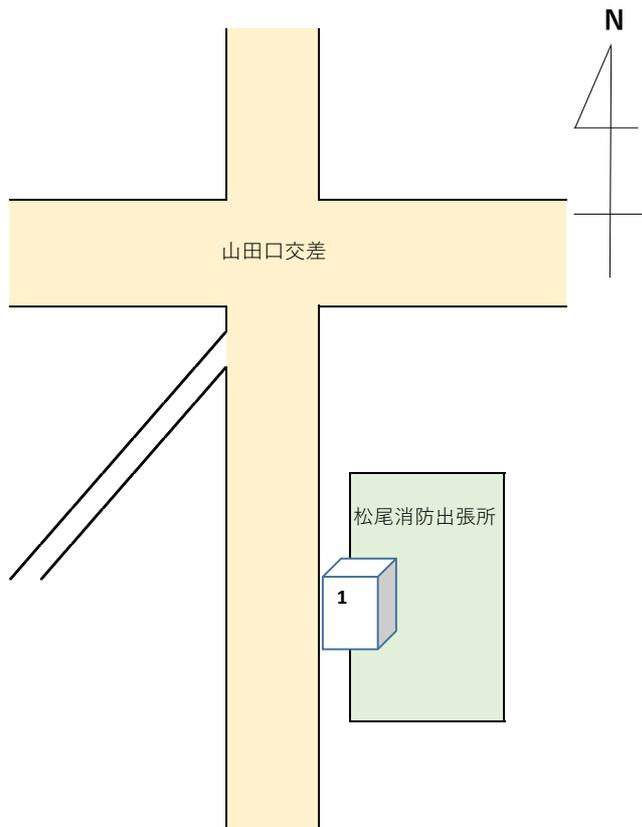
〒604-0931

京都市中京区押小路通河原町西入榎木町 4 5 0 番地 2

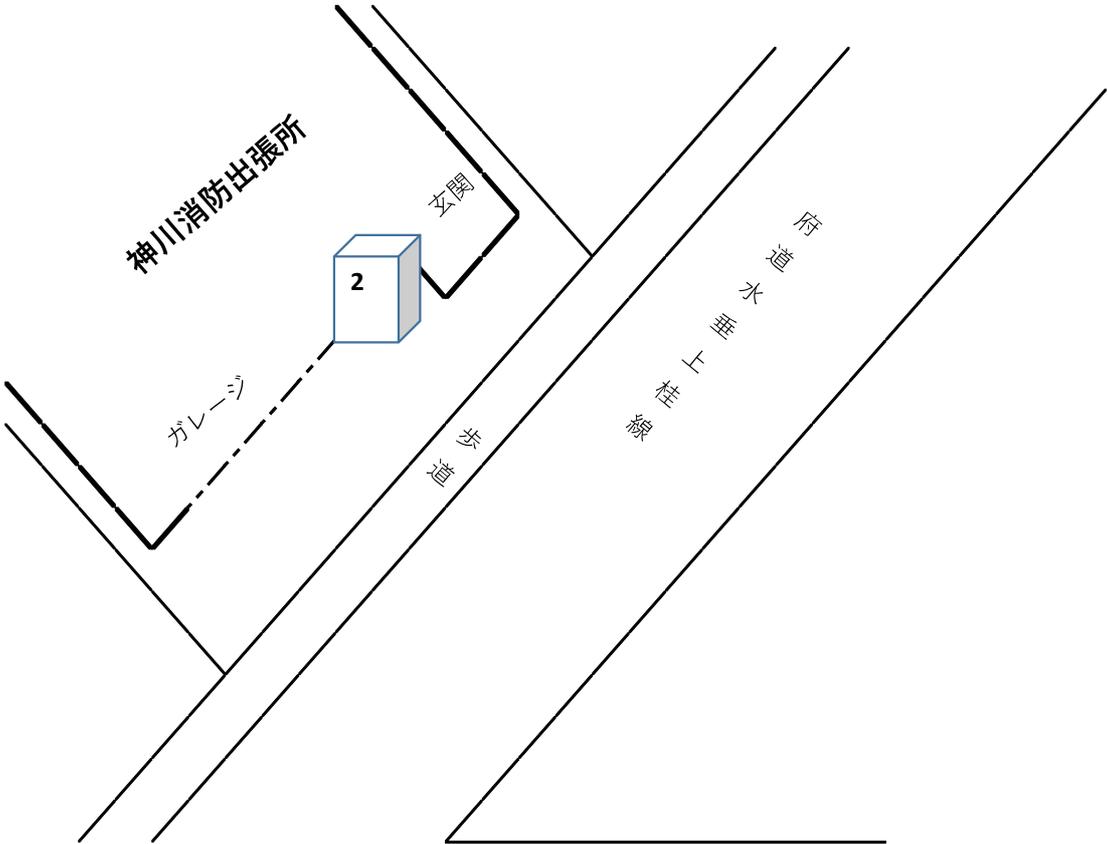
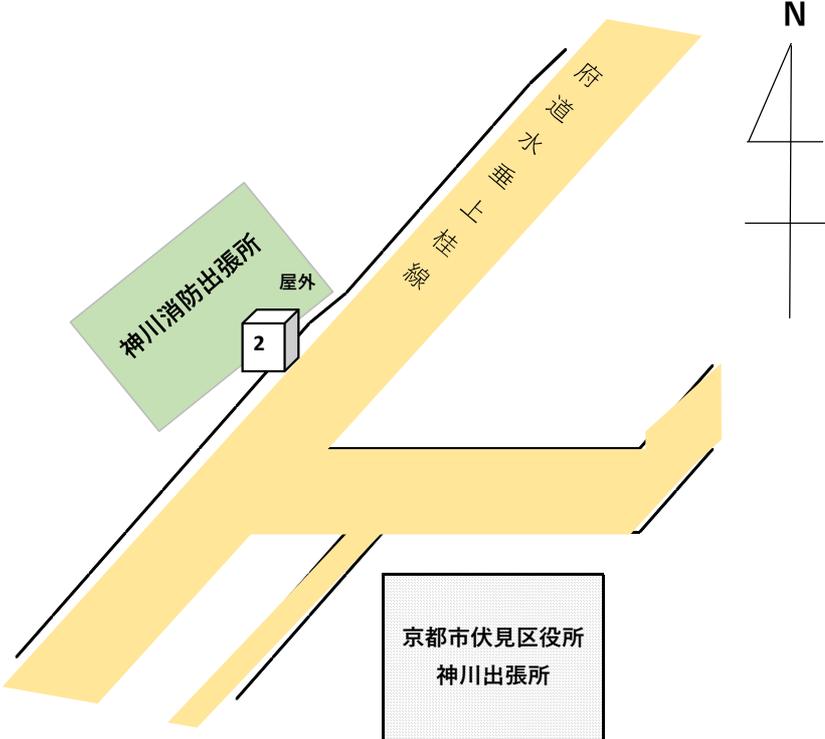
電話 (075) 212-6644 (直通)

- ※ 具体的な設置位置は、別紙 2 の「位置図」を参照してください。
- ※ 使用電力計測用の子メーターを自動販売機の上部に設置する場合は、天井までの間で設置可能な高さであり、天井の点検口及び点検の際に天井に人が出入りする場合に支障が生じない箇所に設置するときに限り、子メーターを含む高さが寸法上限を超えることを認めます。
- ※ 販売実績の期間は、令和 6 年 1 月～令和 6 年 1 2 月です。販売実績は、缶、びん、ペットボトル等すべての販売本数合計であり、容器の形状別、販売単価別の販売本数実績は公表しません。

○西京消防署 松尾消防出張所 (屋外・駐輪場内)



○伏見消防署神川消防出張所（屋外・玄関付近）



○醍醐消防分署山ノ下消防出張所 (屋外・駐車場内)

